



# 契約 授業教材パック

～契約について考えよう～

契約の基礎を学ぶ





## 目 次

パックの使い方.....	1
「契約」について考えよう.....	3
目 的.....	3
概 要.....	3
授業の位置づけ.....	4
準備物.....	4
授業展開例.....	5
解説（授業シミュレーション）.....	7
1 導入.....	7
2 展開1.....	10
3 展開2.....	12
4 展開3.....	14
5 まとめ.....	15
「契約について考えよう」授業用資料.....	18
ワークシート.....	19
ワークシート（先生用）.....	20
CASE1    ロールプレイ原稿.....	21
CASE2    ロールプレイ原稿.....	22
CASE3    ロールプレイ原稿.....	23
「契約について考えよう」スライド解説	
スライド1～26.....	25～33





## パックの使い方

この授業教材パックは、  
「契約」についての授業をする際に使用してください。

本指導書の中には、授業展開例と契約についての授業をする際の教師用トークが記載されています。

授業展開例を参考に、同封されているCDに記載されているパワーポイントの映像(スライド)を用いて、授業を行うことができます。

CDには生徒に配布するワークシートが記録されていますので、必要枚数を印刷して生徒に配布して使用してください。

導入で契約の基本を考える場合と展開1～3で使用する事例(展開事例1～3)を考える場合は、CDに記載されているスライドを用いた映像によって具体的に考えることができるようになっています。



## スライドを使用しない場合。

スライドを使用しない場合は、展開事例1～3をロール・プレイングでも行うことも可能です。

その場合の原稿は、CDに記載されているものをプリントアウトして使用してください。

## 展開事例1～3では班に分けてグループワークを行います。

展開事例1～3では、グループワーク、隣同士で話し合う等工夫してください。





---

## 目 的

---

様々な契約の事例を通して、どのような場合に買主が取り消しをすることができるかを考え、契約における弱者や売主の利益を保護する必要性について学ぶ。

---

## 概 要

---

- ① 対等な立場で行われる基本的な売買契約の事例
- ② 買主が未成年者の事例
- ③ 未成年者でも「小遣いの範囲で購入する事例」と  
少しずつ複雑にすることで、契約の考え方を順次理解し、私的自治の原則を身に付ける。

---

## ： 対象学年

---

高校 1 年生

高校 2 年生

## ：教科・領域

家庭科（家庭基礎）

- ・消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任

公民科（現代社会）

- ・消費者に関する問題

## ：時間数

1時間（45分）

## 授業の位置づけ

家庭科（家庭基礎）の時間、公民科（現代社会）の時間で実践できる題材として用意しました。

## 準備物

- ・パソコン、プロジェクター、スクリーン
- ・CASE 1～3のロールプレイ原稿
- ・ワークシート

## 授業展開例

	時間	学習活動	指導上の注意
導入	3分	<p style="text-align: center;"><b>契 約</b></p> <p>①パワーポイントで確認</p>	<p>■「約束」と「契約」の違いを確認し、契約成立の基本を身に付ける</p> <p>➤ スライド1～8</p>
展開1	12分	<p style="text-align: center;"><b>展開事例1</b></p> <p>①パワーポイントで確認</p> <p>②ワークシート記入</p> <p>③班内で話し合い</p> <p>④各班発表</p>	<p>■契約自由の原則の意味を考える</p> <p>■事例1-1では売主と買主の意向が同じだが、</p> <p>➤ スライド9～12</p> <p>事例1-2では売主と買主の意向が異なる 点に生徒の注意を向ける。</p> <p>➤ スライド13</p> <p>※ロール・プレイングも可能</p> <p>※授業シミュレーションを参考に進める</p>
展開2	12分	<p style="text-align: center;"><b>展開事例2</b></p> <p>①パワーポイントで確認</p> <p>②ワークシート記入</p> <p>③班内で話し合い</p> <p>④各班発表</p>	<p>■未成年者契約が保護される意味について考える</p> <p>■未成年が成年ほどの</p> <p>①商品に関する知識と判断力がないこと、</p> <p>②交渉力がないことに気付かせる。</p> <p>➤ スライド14～17</p> <p>※ロール・プレイングも可能</p> <p>※授業シミュレーションを参考に進める</p>



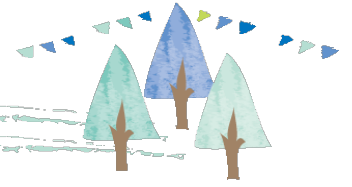
<p>展開 3</p>	<p>12分</p>	<p style="text-align: center;"><b>展開事例3</b></p> <hr/> <p>①パワーポイントで確認</p> <p>②ワークシート記入</p> <p>③班内で話し合い</p> <p>④各班発表</p>	<p>■契約自由の原則と未成年者契約の保護から契約について考える</p> <p>■もし未成年者が日用品や小遣い程度の少額で何でも取消ができてしまうとどうになってしまうか ⇒売主の期待が損なわれる点に気付かせる。</p> <p style="text-align: center;">➤ スライド18～21</p> <p>※ロール・プレイングも可能</p> <p>※授業シミュレーションを参考に進める</p>
<p>まとめ</p>	<p>6分</p>	<p style="text-align: center;"><b>契約について</b></p> <hr/> <p>①契約自由の原則</p> <p>②未成年者の保護</p> <p>③売主と買主の利益</p> <p>④売主と買主間の格差</p>	<p>■原則一度結んだ契約は守らないといけない</p> <p>■判断能力が十分でない場合など特別に保護されることがある</p> <p style="text-align: center;">➤ スライド22～23</p> <p>■事業者と消費者の間にある格差を解消し、実質的に対等な立場で契約できるように、特定の場合には取消が認められる</p> <p>「クーリング・オフ制度」</p> <p style="text-align: center;">➤ スライド24～26</p> <p>※授業シミュレーションを参考に進める</p>







# 解説 (授業シミュレーション)



## 1 導入

### 契約とは。

今日のテーマは「契約」ですが、はじめに「契約」について簡単に知っておいてもらおうと思います。契約というのは、何かを交換したり、売り買いしたりするために人と人が約束をすることを言います。「約束」という言葉はよく知っていますよね。友達と欲しいものを交換したりするとき「それちょうだい」「じゃあ代わりにそれちょうだい」と、自分の持っているものを渡し合う約束をしたりします。法の世界では、こうした約束によって成立する関係のことを契約というのです。ちょっと難しい法律用語で言うと「意思表示の合致」によって生じる法律行為と言います。「それちょうだい」「じゃあ代わりにそれちょうだい」という二人の意思が上手く合わさった時に契約が生じるわけです。

スライド  
1



## 契約の種類。

① 契約にはどんなものがあるのでしょうか。

スライド  
2

今挙げた交換というのも契約の一つですが、皆さんにとって身近な例もあります。皆さんがいつもしている買い物も実は“契約”のひとつです。普段みなさんもコンビニやスーパーなどで買い物したりすることがありますよね。こうしたお店でモノを買うとき、みなさんは買主になって、売主のお店と契約していることになるんです。これを売買契約と言います。今日はとくに、この買主と売主がモノを売り買いする売買契約を例にして、契約について考えていきたいと思えます。これからいろいろな問題を考えていきますが、その前に少し、契約の考え方を先に知っておきましょう。

## 契約の成立。

② どういう場合に契約が成立することになるのでしょうか。

ここに男の子と女の子がいます。

男の子はのどが渇いてジュースを飲みたいと思い女の子に売ってもらおうと

男の子：「そのジュース買いたいな！」と言いました。

そこで女の子は持っているジュースを男の子に売ってあげようと

女の子：「じゃあ売ってあげるね！」と言いました。

スライド  
3

ここで二人がジュースを売ろう、買おうと言い合って、約束ができました。二人の意思が合いましたね。意思が合うことを合意と言います。このように二人の間に合意があれば契約は成立します。

スライド  
4

## 契約の効果。

③ いったん契約が成立したら、お互いに契約を守らなければなりません。勝手に約束を破ったら、相手の意思を裏切ることになるからです。もし男の子が

スライド  
5

男の子：「やっぱ買うのや～めた！」

なんて勝手なことを言い始めたら

女の子：「せっかく売ってあげたのに！」

と女の子は期待を裏切られて困ってしまいますね。

一度契約をすれば、それは守らなければなりません。みなさんが一度約束したら、その約束を守らなければならないのと同じですね。勝手に契約を破ることはできないのです。

スライド  
6

## 契約の取り消し。

④ 一度契約したら、契約は絶対に守らなければいけないのでしょうか。必ずしもそうとは限りません。もし買ったモノが考えていたのとは違っていたら？ジュースを買った男の子も「あれ、思っていたのと違うぞ…」と考えています。そういう場合には買った人は契約をやめることができます。これを契約の取り消し(とりけし)と言います。買主が契約を取り消せる場合があるんですね。もちろんいつでも取り消すことができるわけではありません。いつでも取り消すことができてしまえば、売る方が困ってしまいます。

スライド  
7

スライド  
8

## 契約の取り消しの事例。

⑤ ではどういった場合に取消すことができるのでしょうか。  
今日はこの問題を考えていきたいと思います。一度契約をして、その後でどういった場合に取消すことができ、どういった場合に取消すことができないのでしょうか。

これから 3 つの事例を挙げていきます。それぞれの事例で、取消すことができるのか、できないのかを考えていきましょう。

## 2 展開 1

### 事例 1 <合意による取り消し> …契約の自由

まず最初の事例 (CASE 1) です。

スライド  
9  
10  
11


23歳のあやねさんは通勤をするための自転車が欲しいと思い、自転車屋さんに行き、自転車を買いましたが、乗り心地が悪く、返したいと思っています。

#### CASE 1-1

自転車屋さんの店長は、「ああ、いいよ。」と答えています。

スライド  
12

➡ 生徒などに頼んでロールプレイングをする場合は 21 頁へ


 自転車の購入を取り消すことができるか、できないか、ワークシートに記入してください。

## CASE 1-2

自転車屋さんの店長は、「返品に応じられないなあ…」と考えています。

スライド  
13

→ 生徒などに頼んでロールプレイングをする場合は21頁へ

 この場合は取り消すことができるか、できないか、ワークシートに記入してください。

## 解説

① 当事者同士が好きなように契約を結ぶことを、**契約の自由**、と言います。キーワードに「契約の自由」と書きましょう。

お互いが納得していれば、契約の内容も自由に決めることができる、ということになっています。

② 契約の内容を自由に決められるということは、契約の取り消しがどんな時にできるのかも当事者が納得すれば、自由に決められる、ということです。

たとえばジュースを売り買いする場合でも、男の子が「やっば、やめた！」と言って、女の子が「まだ飲んでなければいいよ！」と言えば、お互いに合意したことになります。

③ 二人で決めれば解消することもできるのです！これが契約の自由、ということです。

後の事例（CASE 1-2）では、あやねさんは自転車を返品したいと申し出ましたが、店長は返品に納得していません。店長は「せっかく売れたのに返品されるのはイヤだなあ...。」と考えています。

④ つまり、あやねさんと店長、二人の間で取り消しの合意ができていないので、契約は取り消せないということになります。店長が「返品はダメだよ！」と言えば、あやねさんは「そんなあ...。」と残念でしょうが、取り消すことはできないのです。


## 3 展開 2


### 事例 2 <未成年者契約による取り消し> …制限能力者

次に、2つ目の事例（CASE 2）です。

中学3年生、15歳のともみさんは、ロードバイクにはまっています。ともみさんは暇があればカタログなどでロードバイクをながめています。そんなともみさんはロードバイクが欲しくて我慢ができなくなり、ある日近所の自転車屋さんに行き、5万円で買いました。

➡生徒などに頼んでロールプレイングをする場合は22頁へ

 自転車の購入を取り消すことができるか、できないか、ワークシートに記入してください。

 CASE 1 と違う点を考えてワークシートに記入してください。

### 解説

① 自分だけで、確実に法律上の行為を行えることを行為能力がある、と言います。

行為能力があれば、契約など、法律に載っている行為を全て、自分

スライド  
14  
15  
16  
17

の意思で行うことができます。あやねさんは 23 歳でした。23 歳は二十を超えた成人だから自分で契約できるのです。

② 全ての人に行為能力があるわけではありません。特に、未成年者は、経験や知識が未熟で、その行為をしていいのかがわからないこともあります。ですから、未成年者は行為能力が制限されています。ともみさんはまだ 15 歳でした。未成年だったのです。

③ 20 歳未満の未成年者のことを制限能力者、と言います。  
キーワードに「制限能力者」と書きましょう。

④ 未成年者は、商品の意味・価値や相手との交渉の仕方をよく知りません。未成年者が不利な契約を結んで損をしてしまわないよう、保護することが必要なのです。

⑤ 高額な買い物をする場合には、その商品は本当に必要なものか、本当にその値段の価値があるのか、きちんと考えなければいけません。」たとえば「いる？いない？この値段は妥当？」ってことをよく考えなければならない、ということです。

⑥ 未成年者はそういった判断をする能力が未熟であるため、自分にとって不利な契約を結んでしまったり、契約の相手にその弱点を悪用されて、不利な契約を結ばされたりして、損をしてしまう恐れがあります。

たとえば悪い店長が「この子をだましてやろう」と考えれば、ともみさんは「怖い…」思いをすることになってしまいます。

⑦ 未成年者は特別に法的に保護されるのです。この事例では、ともみさんは15歳の未成年ですので、自転車の購入をする契約を取り消すことができます。

ですからこの場合、ともみさんが「返品するね♪」と言えば、店長が「残念だなあ」と悔しがっても、取り消すことができるのです。


## 4 展開 3


### 事例 3 <未成年者契約による取り消し：例外> …処分を許した財産

それでは、最後の事例（CASE 3）です。

17歳の高校生のももたくんは、いつも通学に使っている自転車が壊れてしまいました。そこで代わりの自転車が欲しいと思い自転車屋さんに行き、中古自転車をお小遣いの5千円で買いました。

➡生徒などに頼んでロールプレイングをする場合は23頁へ

 自転車の購入を取り消すことができるか、できないか、ワークシートに記入してください。

 CASE 2 と違う点を考えてワークシートに記入してください。

### 解説

① お小遣いのことを、法律的に、法定代理人が**処分を許した財産**、といいます。法定代理人とは、この事例の場合、ももたくんのお母さんになります。キーワードに「処分を許した財産」と書きましょう。

スライド  
18  
19  
20  
21



お小遣いを使えば、未成年者であっても、自由にいろいろと買うことができます。

その一つ一つを取り消しができるとなれば、売主は安心して売れなくなります。

② 売主が取り消しを恐れて未成年者に売らなくなれば、未成年者は何も買えなくなり、かえって保護されなくなります。未成年者にとっても、売主にとっても、お小遣いで買う場合には、取り消しができない方が都合がよいのです。

③ 今回の事例では、ももたくんは、中古の自転車をお小遣いで買っているので取り消しをすることができません。ももたくんを信じて自転車を売った店長の信頼を守るためなのです。

ももたくんは「取り消せないのか…」と残念がるでしょうが、店長としては「こっちも商売だからね...。」という言い分になるでしょう。

---

## 5 まとめ

---

ここまで見てきたように、“契約”はとても身近なものです。

原則として一度結んだ契約は守らなければなりません。しかし今日の授業では契約を取り消すことができるケースを見ていきました。

① その中には、「未成年者は契約を取り消せる」という事例がありました。CASE 2 で見たように未成年者は判断能力が十分でないので特別に保護されています。しかし CASE 3 で見たように、未成年者ならばいつでも契約を取り消せるというわけではありません。

契約は次の二つことを考えなければならないからです。

スライド  
22

スライド  
23

② 一つ目は売主の利益です。契約をしたのに、「やっぱ買うのやめた。」と簡単に契約を取り消されては、売主は困ります。売主は買主が契約を守ってくれると思って契約をしているからです。この売主からの信頼は守られなければいけません。

スライド  
24

③ 一方で、売主の利益を守るため、「一度契約したのだから、取り消しなど絶対にできない」というのでは買主は困りますね。それでは無理やり契約を結ばれた場合やよくわからないまま契約を結んでしまった場合などに買主は困ってしまいます。

スライド  
25

④ 当事者が合意し、契約が成立した場合には、原則これを守らなければいけません。

スライド  
26

しかし私たち消費者と会社など事業者との間には知識や情報に大きな格差があります。

そこで、格差を解消し、実質的に対等な立場で契約できるように、特定の場合には取り消しが認められているのです

みなさんが教科書で習う「クーリング・オフ制度」というのもその中の一つです。また復習をしておいてくださいね。今日紹介したのは、民法という法律の中の、未成年者に関する取り消しの事例でした。

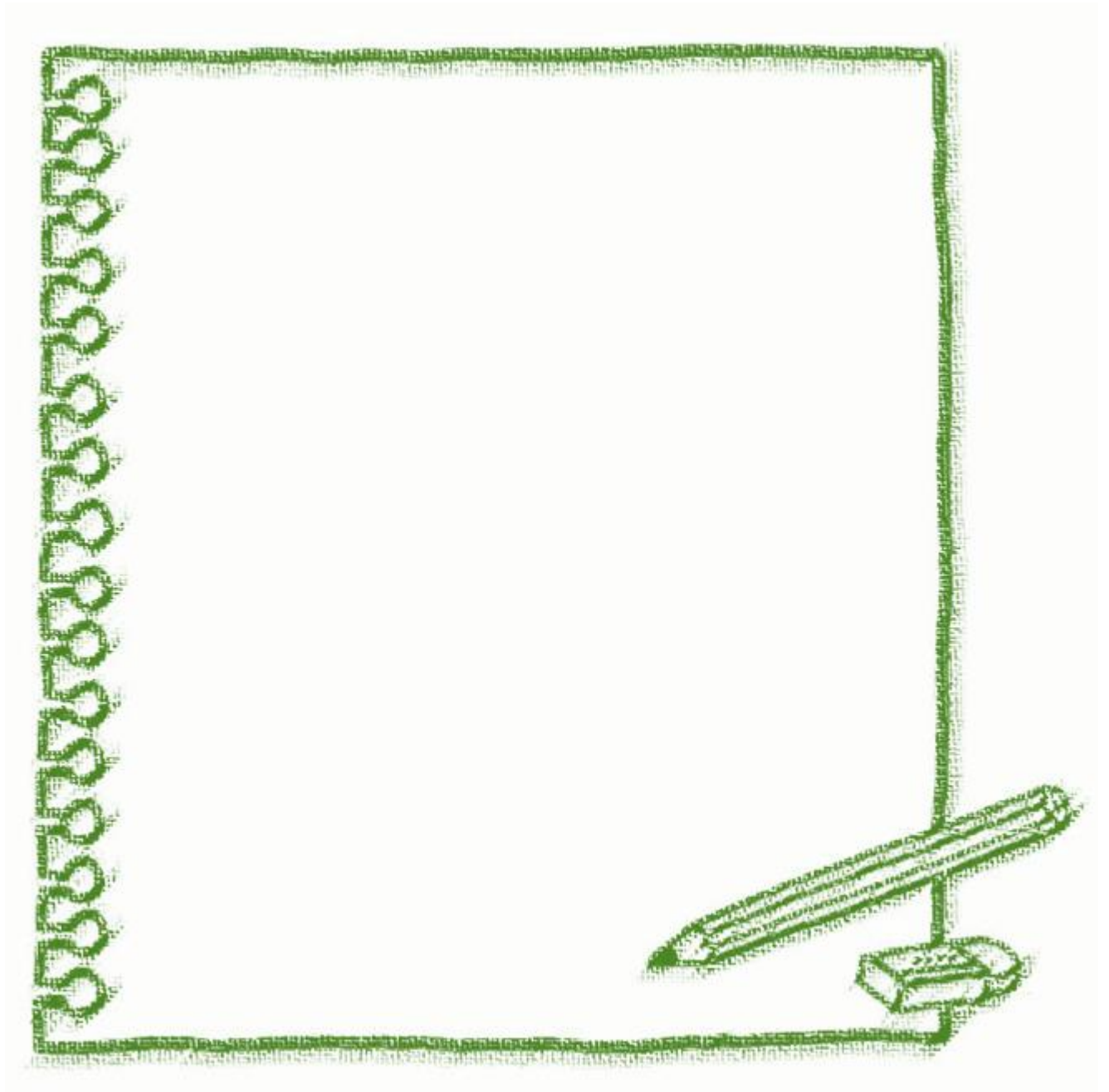
## クーリング・オフ制度

### <時間がある場合は説明する>

クーリング・オフ制度とは、頭を冷やして良く考え直す期間を消費者に与え、一定の期間内であれば消費者が業者との間で締結した契約を一方的に解除できるという制度です。

この制度で取り消しができるのは法律に定められたケースと業者が規定しているケースと限られたものです。

⑤ 今日見てきたように日常生活の中で契約をしていることはたくさんあります。自分たちがしていることは契約という法的な場面であることをよく意識して、どういう場合に取り消しができるのか、取り消しができないのかをよく知ったうえで、契約をするように注意をしましょう。



「契約について考えよう」

# 授業用資料



# ワークシート

年 組 番 名前

---

## 1 CASE 1

- 1-1 取り消すことが ( できる ・ できない )
- 1-2 取り消すことが ( できる ・ できない )

キーワード \_\_\_\_\_

キーワードの意味

## 2 CASE 2

- 2-1 取り消すことが ( できる ・ できない )
- 2-2 CASE 1 との相違点

キーワード \_\_\_\_\_

キーワードの意味

## 3 CASE 3

- 3-1 取り消すことが ( できる ・ できない )
- 3-2 CASE 2 との相違点

キーワード \_\_\_\_\_

キーワードの意味



# ワークシート（先生用）

年 組 番 名前

## 1 CASE 1

1-1 取り消すことが ( できる ) ・ (できない)

1-2 取り消すことが ( できる ) ・ ( できない )

キーワード 契約の自由

キーワードの意味

当事者同士が好きなように契約を結ぶこと。  
お互い納得（合意）していれば、契約内容も自由に決めることができる。

## 2 CASE 2

2-1 取り消すことが ( できる ) ・ (できない)

2-2 CASE 1 との相違点

ともみさんが未成年者であること

キーワード 制限能力者

キーワードの意味

20歳未満の未成年者のこと。未成年者は、商品の意味・価値や相手との交渉の仕方をよく知りません。不利な契約を結んで損をしないように保護するための制度。

## 3 CASE 3

3-1 取り消すことが ( できる ) ・ ( できない )

3-2 CASE 2 との相違点

親から自由に使っていていいといわれたおこづかいで買ったこと

キーワード 処分を許した財産

キーワードの意味

お小遣いを使えば、未成年者でも自由に色々買うことができます。売主が取り消しを恐れて未成年者に売らなくなれば、未成年者は何も買えずかえって保護されなくな

# CASE1 ロールプレイ原稿

登場人物

あやね 23歳 自転車店店長

1-1

あやね	「こんにちは～！」
店長	「ああ、あやねちゃん、いらっしやい」
あやね	「店長、いま乗りやすそうな自転車が欲しいなと思っているの。店頭の自転車、ちょっと見せてね」
店長	「おお、もちろんいいよ。自由に見て行ってね」
あやね	「あ、この自転車、かわいい。それに乗りやすそう…。うわ、でも5万円かぁ。でもお給料もらったばかりだし、思い切って買っちゃおう！」 「店長、この自転車気に入っちゃった。買いたいんだけど、いいかな？」
店長	「もちろんだよ、あやねちゃん。まいどありがとう！」
あやね	「乗って帰るわね。うわ～この自転車ちょっと私には乗りこなせないかも…」 「わ～怖い怖い…乗れないなぁ～」 「店長、ちょっと悪いんだけど…。さっき売ってもらった自転車、思ったような乗り心地じゃなかったの。返品できないかなぁ…」
店長	「ああ、いいよ。いつもひいきにしてもらっているからね。まだ汚れてもないんだろう？ああ、それか。いいよ、お金を返してあげる。」

1-2

あやね	「店長、ちょっと悪いんだけど…。さっき売ってもらった自転車、思ったような乗り心地じゃなかったの。返品できないかなぁ…」
店長	「ええ！？ せっかくオススメの自転車を買ってあげたのに。う～ん、いつもひいきにしてもらってはいるけど…。悪いけど、今回は返品に応じられないなぁ…」

## CASE2 ロールプレイ原稿

### 登場人物

ともみ 15歳（中学3年生）

自転車店店長

ともみのお母さん

ともみ	「こんにちは、店長さん。」
店長	「いらっしゃい、ともみちゃん。」
ともみ	「人気の自転車、また見に来ちゃった。いいのがあったら、買おうと思うの。」
店長	「そうなんだ。気に入るのがあるといいね。自由に見ていってね。」
ともみ	「カッコいいのがいっぱいあるな～。あっ！このピンクの自転車、前に雑誌に載ってたやつだ！ずっと欲しかったんだ～、え、5万円かぁ、高いなあ。」 「まあ後でママに借りればいっか…。店長、この自転車下さい！ 今手持ちのお金がないんだけど…乗って帰ってもいい？」
店長	「気に入ったのを見つけたみたいだね。 他の人だったらだめだけど、ともみちゃんのおうちの人は昔からよく知っているし、ずっとひいきにしてもらっているから、いいよ。乗っていきな。 ただお金をもってくるのを忘れちゃだめだよ。」
ともみ	「店長ありがと～もちろんよ、絶対忘れないわ。 すぐにお金持ってくるね。じゃあね～！」
ともみ	「ただいま～」
お母さん	「おかえり～」
ともみ	「お母さん、ずっと探してた自転車見つけたから、いつもの自転車屋さんで買ってきたんだ！！5万円ちょうどい。」
お母さん	「何言ってるの、相談もなしに買うなんて信じられないわ。 5万円も出せません。返品してきなさい！」
ともみ	「ええ～ん、そんなぁ(ノД`)・°・。」
ともみ	「あの～すいませ～ん…」
店長	「いらっしゃいませ。やぁともみちゃん、お金を払いに来てくれたんだね」
ともみ	「店長ごめんなさい、お母さんがこの自転車買うことどうしても許してくれなくて、返品しに来たの。買わなかったことにしてくれませんか？」
店長	「それって、さっきの自転車を返品したいってことなの？ せっかく信頼して後払いにしてあげたのに、それはないよともみちゃん～( ;∇;



# CASE3 ロールプレイ原稿

登場人物

ももた 17歳（高校2年生）

自転車店店長

ももた	「こんにちは、店長。」
店長	「いらっしゃい、ももたくん。」
ももた	「ぼくが通学に使ってた自転車、壊れたんだ。 それで代わりに新しいのが欲しいと思っているんだけど。」
店長	「そうなんだ。それは困ったね。丁度いいのがあるといいんだけど。 欲しいのが見つかったら言ってね。」
ももた	「まあこの中古でいいかな。あまりかっこよくないけど、どうせ通学でしか 使わないだし、動けばいいや。」 「店長。この自転車にしようと思うんだ。お母さんからもらったお小遣いの 5000円で買えるから。今すぐ乗って帰っていいかなあ？」
店長	「ああ、もちろんだよ。中古でいいの？ まあ～ももたくんがそれでいいなら、いいんじゃない。」
ももた	「はい、じゃあ5000円お渡しします。ありがとう、店長。じゃあ。」
店長	「はい、ありがとう。気をつけて帰るんだよ。」
ももた	「ん？あれ、おかしいなあ。何かサドルの座り心地が悪い…。 ぼくの身長に合っていないなあ～…中古だったのがマズかったかなあ？」
ももた	「あの～すいませ～ん…」
店長	「いらっしゃいませ。やあももたくん、どうしたの？ さっきの自転車の調子はどう？」
ももた	「店長さん、ごめんなさい。どうもさっき売ってもらった自転車がぼくに合っ てないみたい。何か乗り心地が悪い、というか。けっして故障しているわけじゃ ないんだけど…。この中古自転車、返品しちゃダメかなあ？」
店長	「ええ！？う～ん、でもその自転車、中古っていても、ほとんど新品で、 悪いところはないはずだよ。ももたくんが気に入らないだけでしょ？」
ももた	「う～ん、まあそうなんだけど…。 でもこれでお小遣いなくなっちゃうのももったいないし。」
店長	「でも5000円じゃ新品の自転車は買えないよ。それにしときなって。 乗っているうちに、きっと乗り心地もよくなってくるから。」



# 「契約について考えよう」 スライド解説



## スライド1



今日のテーマは「契約」です。  
契約というのは、何かを交換したり、  
売り買いしたりするために人と人が  
約束をすることです。

今日は「契約」について、  
もう少し詳しく考えてみましょう。

## スライド2



契約にはどんなものがある  
のでしょうか。

普段みなさんもコンビニやスーパー  
などで買い物したりすることが  
ありますよね。

## スライド3



「そのジュース買いたいな」  
「じゃあ売ってあげるね」

これを売買契約と言います。

## スライド4



ここで二人がジュースを売ろう、  
買おうと言い合って、  
約束ができました。

二人の意思が合いましたね。  
意思が合うことを合意と言います。

このように二人の間に合意があれば  
契約は成立します。

## スライド5



もし男の子が  
「やっぱ買うのや~めた！」  
なんて勝手なことを言い始めたら

「せっかく売ってあげたのに！」と  
女の子は期待を裏切られて  
困ってしまいますね。

## スライド6



一度契約をすれば、それは守らなければなりません。

みなさんが一度約束したら、その約束を守らなければならないのと同じですね。勝手に契約を破ることはできないのです。

## スライド7



- ・一度契約したら、契約は絶対に守らなければいけないのでしょうか。
- ・必ずしもそうとは限りません。もし買ったモノが考えていたのとは違っていたら？
- ・そういう場合には買った人は契約をやめることができます。

## スライド8



これを契約の取消(とりけし)と言います。買主が契約を取り消せる場合があります。

もちろんいつでも取り消すことができるわけではありません。いつでも取り消すことができてしまえば、売る方が困ってしまいます。

## スライド9



あやね  
「あ、この自転車、かわいい。  
それに乗りやすそう…。  
うわ、でも5万円かあ。  
でもお給料もらったばかりだし、  
思い切って買っちゃおう！」

## スライド10



あやね  
「店長、この自転車気に入っちゃった。これください。」

店長  
「もちろんだよ、あやねちゃん。おかいあげありがとうございます！」

(あやねちゃんは、自転車に乗って帰りました)

## スライド11



あやね  
「乗って帰るわね。  
うわ～この自転車ちょっと私には乗りこなせないかも…」  
「わ～怖い怖い…  
乗れないなあ～  
買うのをやめたいなあ…」

## スライド12



あやね  
「店長、ちょっと悪いんだけど…。さっき売ってもらった自転車、思ったような乗り心地じゃなかったの。買うのをやめて返したいんだけど…」

店長  
「ああ、いいよ。お金を返してあげる。」

## スライド13



あやね  
「店長、ちょっと悪いんだけど…。  
さっき売ってもらった自転車、思っ  
たような乗り心地じゃなかったの。  
買うのをやめて返したいんだけど…」  
店長  
「ええ！？ いつもひいきにしてもら  
ってはいるけど…。悪いけど、今回  
は返品に応じられないなあ…」

## スライド14



ともみ  
「こんにちは、店長さん。」  
店長  
「いらっしゃい、ともみちゃん。」  
ともみ  
「また見に来ちゃった。かわいいのがいっぱい  
あるな～。あつ！この自転車、前に雑誌に載  
ってたやつだ！ずっと欲しかったんだ～、  
え、5万円かあ、高いなあ。」

## スライド15



ともみ  
「まあ後でママに借りればいっか…。  
店長、この自転車下さい！今手持ちのお金  
がないんだけど…乗って帰ってもいい？」  
店長  
「他の人だったらだめだけど、ともみちゃん  
のおうちの人は昔からよく知っているから  
いいよ。」  
(ともみさんは、自転車に乗って帰りました)

## スライド16



ともみ  
「お母さん、ずっと探してた自転車見つけたから、いつもの自転車屋さんで買って来たんだ！！  
5万円ちょうだい。」  
お母さん  
「何言ってるの、相談もしないで買うなんて信じられないわ。5万円も出せません。返品してきなさい！」

## スライド17



ともみ  
「店長ごめんなさい、お母さんがこの自転車買うことどうしても許してくれなくて、返品しに来たの。」  
店長  
「せっかく信頼して後払いにしてあげたのに、それはないよともみちゃん。返品お断りだよ！」

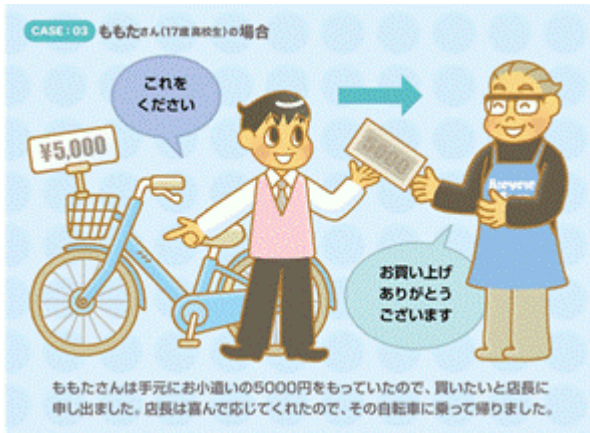
## スライド18



ももた  
「通学に使ってた自転車、壊れたんだ。それで代わりに新しいのが欲しいと思っているんだけど。」  
ももた  
「まあこの中古でいいかな。あまりカッコよくないけど、どうせ通学でしか使わないだし、動けばいいや。」



## スライド19



ももた  
「この自転車にしようと思うんだ。  
お小遣いの 5000 円で買うから、  
これください。」

店長  
「中古でいいの？まあ～ももたくんが  
それでいいなら。  
お買い上げありがとうございます。」

## スライド20



ももた  
「ん？あれ、おかしいなあ。  
何かサドルの座り心地が悪い…。  
身長に合っていないな～…中古だっ  
たのがマズかったかなあ？」

「買うのをやめたいなあ～」

## スライド21



ももた  
「店長さん、ごめんなさい。どうもさっき  
売ってもらった自転車、何か乗り心地が悪  
い、というか。  
この自転車、買うのをやめて返したいんです。」

店長  
「ええ！？う～ん、でもその自転車、中古って  
いっても、ほとんど新品で、悪いところはない  
はずだよ。ももたくんが気に入らないだけで  
しょ？だめだめ、返品お断りだよ！」

## スライド22



今日の授業のまとめです。

今日の授業では契約を取り消すことができるケースを見ていきました。

## スライド23



「未成年者は契約を取り消せる」という事例です。

- ・事例2でみたように未成年者は判断能力が十分でないので特別に保護されています。
- ・しかし事例3で見たように、未成年者ならばいつでも契約を取り消せるというわけではありません。

契約は次の二つことを考えなければならないからです。

## スライド24



一つ目は売主の利益です。

簡単に契約を取り消されては、売主は困ります。売主は買主が契約を守ってくれると思って契約をしているからです。

この売主からの信頼は守られなければいけません。

## スライド25



一方で、売主の利益を守るため、「一度契約したのだから、取り消しなど絶対にできない」というのでは消費者は困ります。

それでは無理やり契約を結ばれた場合やよくわからないまま契約を結んでしまった場合などに消費者は困ってしまいます。

## スライド26



当事者が合意し、契約が成立した場合には、原則これを守らなければいけません。

しかし私たち消費者と会社など事業者の間には知識や情報に大きな格差があります。

そこで、格差を解消し、実質的に対等な立場で契約できるように、特定の場合には取り消しが認められているのです

「クーリング・オフ制度」というのもその中の一つです。

## 「契約授業教材パック」

この教材は、消費者庁の先駆的プログラムとして、岡山県が平成27年度から3年間かけて作成に取り組んだ発達段階別消費者教育教材の一つです。

作成に当たり、消費者教育教材作成研究会委員の方々に御協力いただき、貴重な御意見を頂戴することができましたことを深く感謝します。

また、本教材の作成に当たっては、岡山大学法学部の教員と学生で構成されるワーキンググループにお願いし、原案の作成やモデル授業の実施などで協力をしていただきました。

これらの教材は、「岡山県版消費者教育教材マップ」のとおり体系的に作成しておりますので、様々な場面で御活用ください。

## 消費者教育教材作成研究会（50音順）

### ○大森 秀臣（岡山大学法学部 教授） 制作ワーキンググループ主宰

桑原 敏典（岡山大学教育学部 教授）

里 真佐子（H27）青木 博子（H28）岡野 展子（H29）（国公立幼稚園・こども園長会 会長）

中富 公一（岡山大学法学部 教授）

中村 誠（岡山大学法学部 教授）

福地 慶太（H27・H28）藤田 研二（H29）（岡山県金融広報委員会 会長）

前田 芳男（岡山大学地域総合研究センター 副センター長 教授）

森 雅子（ノートルダム清心学園清心中学校・清心女子高等学校 副校長）

（岡山市）岡山市教育委員会指導課 課長

岡山市消費生活センター 所長

（岡山県）岡山県教育庁高校教育課 課長

岡山県教育庁義務教育課 課長

岡山県県民生活部くらし安全安心課 課長

岡山県消費生活センター 所長

岡山県消費生活センター 消費者教育コーディネーター

## 監修

矢吹 香月（岡山県消費者教育コーディネーター）

## 制作・編集

公益社団法人 全国消費生活相談員協会

## デザイン・イラスト制作

中山 和美

## 発行

岡山県

岡山県消費生活センター

〒700-0807 岡山市北区南方 2-13-1

TEL(086)226-1019 FAX(086)227-3715

平成30年3月

岡山県県民生活部くらし安全安心課

〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6

TEL(086)226-7346 FAX(086)225-9151